

高知県小児医療施設支援事業費交付金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小児医療施設支援事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付金の目的）

第2条 県は、地域で安心してこどもを生み育てることのできる小児医療体制の確保を図ることを目的として、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる病院（以下「交付対象者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象者、交付額等）

第3条 交付金の交付対象者、交付要件及び交付額については、別表第1に定めるとおりとし、次に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表第1の交付額の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号の規定により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の交付額の第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。

（交付金の申請手続）

第4条 交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、交付対象者は、その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付金の交付の決定等）

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該交付対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（交付の条件）

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）交付金の交付要件となる専ら15歳未満の小児への診療機能を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- （2）交付金の交付要件となる令和6年度及び令和5年度の15歳未満の小児の入院延べ患者数が申請と異なる状況であったと判明した場合又は、診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生（支）局で受理されていない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (3) 給付に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項を遵守すること。
- (5) 納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合
- (2) 交付金の交付要件となる令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和5年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上下回っていないことが判明した場合又は、診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生（支）局に届出が受理されていないことが判明した場合
- (3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

(交付金の返還等)

第8条 知事は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(実績報告等)

第9条 交付対象者は交付が決定した日から30日以内に別記第3号様式により、実績報告を行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第12条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）その他の法令の規定を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第 13 条 当事業又は交付対象者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 6 条第 3 号、第 7 条、第 8 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分	小児医療施設支援事業	
交付対象者	本事業の対象となる小児医療施設は、交付申請日時点において、令和 5 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。 1 小児中核病院に相当すると都道府県知事が認めていること。 2 小児地域医療センターに相当すると都道府県知事が認め、入院を要する二次救急医療機関として、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整え、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。	
交付要件	次の要件を満たすこと。 1 令和 6 年度における 15 歳未満の延べ入院患者数が、令和 5 年度における 15 歳未満の延べ入院患者数を 2 % 以上下回っていること。 2 診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料 1、管理料 2 又は管理料 3 に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生（支）局に届出を行い、受理されていること。	
交付額	1 基準額	1 施設あたり 105,200 円×入院患者減少率（%）（※ 1）×病床数（※ 2）
	2 対象経費	令和 7 年度における、交付申請する小児病床に従事する医師・看護師・看護補助者に係る次に掲げる経費×入院患者減少率（%）/100（※ 1） ア 職員基本給 イ 職員諸手当 ウ 諸謝金 エ 社会保険料
	3 補助率	2 分の 1
留意事項	本事業においては、交付申請日時点において以下に該当する病床は、交付の対象外とする。 1 休床中の病床 2 昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」の別添「救急医療対策事業実施要綱」に規定する小児救命救急センターにおける「専用病床」、及び地域小児救命救急センターにおける「小児救急患者の治療を行う病室」に該当するもの 3 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業により補助対象となる N I C U 及び G C U	

- ※1 $(\text{令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数} - \text{令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数}) / \text{令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数} \times 100$ (小数点以下は切り捨て、10%を上限とする)
- ※2 交付申請日時点における小児入院医療管理料(管理料1、管理料2又は管理料3に限る)の届出病床のうち、病院の運用規定等により小児専用として指定されている数

別表第2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。